

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター医師住宅（以下「医師住宅」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において医師住宅とは、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）が借り受けた建物で、法人に勤務する医師または役員である医師のうち理事長が特に必要と認める者の居住の用に供する家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(事務の総括)

第3条 医師住宅に関する事務の総括は、総務課長が行うものとする。

(入居手続)

第4条 医師住宅に入居しようとする者は、医師住宅入居許可申請書（様式第1号）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の医師住宅入居許可申請書の提出があった場合で入居を適当と認めたときは、当該申請者に対し入居を許可するものとする。

3 前項の許可に当たっては、災害又は緊急時において優先的に法人の業務に従事することを条件とする。

(入居費)

第5条 医師住宅の入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、家賃の月額額の2分の1に相当する額（その額が50,000円を超えるときは、家賃から50,000円を控除した額）を入居費として法人に納入しなければならない。

2 入居日は、毎月分をその月の25日までに納付するものとし、医師住宅の使用期間が1月に満たないときは、日割計算とする。日割計算は、許可の日に始まり、明渡しの日に終わる。

3 入居費の計算は、消費税及び地方消費税を含めた金額で行なうものとする。

(仲介料、敷金等)

第6条 医師住宅を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う権利金、敷金、礼金、更新料ならびに更新手数料、保証金その他これに類するものは、2回を限度として法人が負担する。

2 医師住宅を退去するにあたり、使用期間が初回契約期間又は更新契約期間に満たないときは、入居者は、第1項で法人が負担した費用を契約期間の日数で除し、それに未使用期間の日数を乗じた金額を法人に支払うものとする。ただし、支払金額に1円未満の端数が生じるときは、切り上げるものとする。なお、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

3 仲介料ならびに家主に支払う権利金、敷金、礼金、更新料ならびに更新手数料、保証金その他これに類するもの及び引越費用の計算は、消費税及び地方消費税を含めた金額で行なうものとする。

(入居者の保管義務)

第7条 入居者は、医師住宅の使用について善良な管理者の注意を払い、これを正常な状態において維持及び管理をしなければならない。

2 入居者は、危険のおそれのある物品を医師住宅に保管、又は保持してはならない。

(転貸の禁止)

第8条 入居者は、医師住宅の全部又は一部を他の者に貸し付けてはならない。

(同居手続)

第9条 入居者は、医師住宅入居許可申請書に記載をした者以外の者を同居させようとするときは、医師住宅同居許可申請書（様式第2号）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 入居者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
- (2) 私用電話料
- (3) 医師住宅の清掃及び汚水処理に要する費用

- (4) 共同施設及び自治会運営に要する費用
- (5) 火災保険料
- (6) 駐車場利用に要する費用
- (7) その他入居者が負担することが相当と認められる費用  
(原状変更の禁止)

第11条 入居者は、医師住宅の原状を変更してはならない。ただし、軽易な変更で理事長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により医師住宅の原状を変更したときは、入居者は、医師住宅返還の際に自己の費用でこれを原状に回復しなければならない。ただし、理事長が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損傷等の措置)

第12条 入居者は、医師住宅の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、直ちにその詳細を理事長に報告しなければならない。

- 2 入居者は、前項の事故が自己の責めに帰すべき事由によるものであるときは、遅滞なく医師住宅を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(退去手続)

第13条 入居者は、退職し、又は理事長より退去を命ぜられたときは、速やかに医師住宅を返還しなければならない。

- 2 入居者は、医師住宅を退去しようとするときは、医師住宅退去届（様式第3号）を理事長に提出し、当該医師住宅の異状の有無について検査を受けなければならない。
- 3 入居者は、原則として退去の原因が発生した日から10日以内に退去しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由により期間内に退去できないと認めたときは、この限りでない。

(名義変更手続)

第14条 法人が借り受けた建物において、医師住宅の名義を法人から入居者に変更しようとするときは、医師住宅名義変更申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

(敷金)

第15条 医師住宅を借り上げる際に家主に支払った敷金については、名義変更の際に法人は家主から敷金の返還を受けるものとし、入居者はそれまでに家主に敷金を納めなければならない。

(明渡し命令)

第16条 理事長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、医師住宅の明渡しを命ずることができる。

- (1) 正当な理由なく前条第3項に規定する期間を経過しても退去しないとき。
- (2) この規程に違反し、又はこの規程に基づく理事長の指示命令に従わないとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日制定）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年5月9日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月12日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月10日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

医師住宅入居許可申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 氏名 印

私は、次のとおり医師住宅に入居したいので、許可申請します。

対 象 医師住宅	名 称			
	所在地			
入居開始希望年月日		年 月 日		
同 居 者	氏 名	年齢	続柄	備 考

医師住宅同居許可申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 氏名 印

私は、次のとおり医師住宅に同居させたいので、許可申請します。

対 象 医師住宅	名 称			
	所在地			
同居開始希望年月日		年 月 日		
同居希望者	氏 名	年齢	続柄	備 考

医師住宅退去届

年 月 日

（あて先） 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 氏名 印

私は、次のとおり医師住宅を退去しますので、届け出ます。

対 象 医師住宅	名 称	
	所在地	
退 去 予 定 年 月 日		年 月 日

様式第4号（第14条関係）

医師住宅名義変更申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 氏名 印

私は、次のとおり名義変更したいので、許可申請します。

対 象 医師住宅	名 称	
	所在地	
名義変更希望年月日		年 月 日